

堺市会計年度任用職員採用選考募集案内



堺市立幼保連携型認定こども園（保育教諭・日中）

堺市子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課

1 募集内容

(1) 募集区分・業務内容

募集区分	業務内容
保育教諭（日中）	市立こども園における教育・保育業務 複数配置でのクラス担任やフリーの保育教諭として、従事していただきます。なお、こども園以外（子育て支援部）で勤務していただくこともあります。

(2) 応募資格

- ◆保育士登録を受けている方又は幼稚園教諭免許を取得している方（登録又は取得見込みの方を含む）
- ◆変則勤務が可能な方
- ◆国籍及び年齢は問いません。
- ◆地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の各号いずれかに該当する人は応募できません。

●地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●学校教育法第9条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申込方法

<留意事項>

- ・インターネット（堺市電子申請システム）で申し込んでください。
- ・申込手続きに際して、堺市電子申請システムから届く電子メールは、削除せずに保存してください。
- ・申込後に氏名、住所、電話番号（連絡先）、電子メールアドレス等に変更があった場合は、必ず後掲「6 問い合わせ先」へ変更内容（新・旧）を連絡してください。

申込方法	申し込みには、次の４点全てが必要になります。 ① インターネットに接続されたパソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれか ② A4 サイズの用紙に印刷できるプリンター（お持ちでない場合はコンビニエンスストア等のプリントサービス等をご利用ください。） ③ 受信可能な電子メールアドレス ④ Adobe Reader（無料） 提出書類（堺市電子申請システム上にてアップロード） ・<u>保育士証、又は幼稚園教諭免許状(※1)の写し(※2)</u> (※1)令和４年６月３０日以前に有効期限を超過し、失効している場合は、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行い、任用予定日の前日までに有効期限のない免許状の授与を受ける必要があります。 (※2)登録又は取得見込みの方は、堺市電子申請システム内で、「資格等証明書類に関する申立」が必要となります。 会計年度任用職員（公立幼保連携型認定こども園）募集案内ホームページ（アドレスは、後掲「６ 問い合わせ先」を参照）にアクセスし、堺市電子申請システムから申し込んでください。（入力方法は別紙「堺市電子申請システム申込み手順」を参照） ※詳細は、堺市電子申請システムの「動作環境」、「よくあるご質問」を確認してください。 なお、パソコン、スマートフォン、タブレット端末をお持ちでなく、インターネットによる申込みができない場合は、後掲「６ 問い合わせ先」までご連絡ください。
受験票及び欠格条項の入手	<u>堺市電子申請システム上にて、「受験票」及び「欠格条項」をPDF ファイル形式で発行しますので、必ず印刷のうえ入手してください。選考試験日当日必ず持参してください。</u> ※受験票等の発行案内について、電子メールあてにお知らせを送付します。 <u>※「受験票」には、半年以内に撮影した鮮明な写真１枚を貼り付けてください。（写真はタテ４cm×ヨコ３cm、上半身、正面向き、脱帽）</u>

《注意事項》

※同一受付期間内に他の募集区分への申込みはできません。

※パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。なお、パソコン等の操作方法については機種等により異なりますのでお答えできません。

※使用するパソコン・プリンターの故障や通信回線上の障害、推奨する環境によらない状況で発生したトラブル等については、一切責任を負いませんのでご了承ください。

※申込内容等に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合は、申込みを受理しないことがあります。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

※提出書類は一切お返ししません。

※選考に際して取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、選考及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

※応募状況に応じて募集を締め切らせていただく場合があります。予めご了承ください。

※その他ご不明な点等ある場合は、後掲「6 問い合わせ先」までご連絡ください。

3 選考方法等

(1) 堺市役所幼保運営課において、選考試験を行います。選考日時についての詳細は、別途ご案内します。

選考内容	会場
面接試験（個別面接・15分）	堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所 （※堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課 （高層館8階）にお越しください。）

(2) 持参書類

・ 受験票（要写真貼付）

・ 欠格条項

※受験票及び欠格条項について堺市電子申請システム上で発行しますので、印刷のうえ必要事項を自筆で記入してください。

また、受験票については、半年以内に撮影した鮮明な写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に氏名を記入）を貼り付けてください。

※A4サイズのコピー用紙（白色普通紙）に片面印刷（印刷方向は縦）してください。

※感熱紙、光沢のある特殊紙、使用済み用紙の裏面等は使用しないでください。

※受験票及び欠格条項は選考試験終了後、回収します。

4 結果発表

- ・ 選考の結果により可否を決定し、結果通知書をお送りします。
- ・ 合格者は任用待機者として登録します。登録者の中から任用予定者として、勤務可能なこども園を案内します。

5 報酬・勤務条件等（令和7年4月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。）

(1) 任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

(2) 任用期間：任用開始日から令和8年3月31日まで

※勤務成績に応じて、再度任用する場合があります。

- (3) 勤 務 日 等：①月曜日から土曜日のうち週 5 日
 【週 3 7. 5 時間勤務（休憩 4 5 分）】
 ②月曜日から土曜日のうち週 5 日または週 4 日
 【週 3 0 時間勤務（休憩 4 5 分）】
 ※①②いずれもシフト制（詳細は別紙のとおり）
- (4) 報 酬：別表「報酬・期末手当・休暇の取扱いについて」のとおり
- (5) 期末・勤勉手当：別表「報酬・期末手当・休暇の取扱いについて」のとおり
- (6) その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給
- (7) 休 日 等：日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始
 ※行事や職員会議等のため、所定外労働があります。
- (8) 休 暇：別表「報酬・期末手当・休暇の取扱いについて」のとおり
- (9) 勤 務 地：堺市立幼保連携型認定こども園（16 か所）
 ※ただし、次年度以降は勤務地が変更となることがあります。
 年度末年齢が 6 5 歳以上の方、または 1 0 月 2 日以降に任用された方は、
 次年度の任用について、改めて選考が必要となります。
 ※なお、敷地内に通勤用の駐車場はありません。
- (10) 福 利 厚 生：厚生年金、健康保険（任用期間が 2 か月超）、
 雇用保険（任用期間が 3 1 日以上）、労災保険等

【別表】報酬・期末手当・休暇の取扱いについて

※任用開始日により条件が異なりますのでご注意ください。

	任用開始日		
	令和 7 年 9 月 3 0 日まで	令和 7 年 1 0 月 1 日	令和 7 年 1 0 月 2 日以降
報 酬	【週 3 7. 5 時間勤務】月額 2 4 3, 9 0 0 円 【週 3 0 時間勤務】月額 1 9 5, 1 0 0 円 ※本市の同業務の会計年度としての経験年数に応じて加算あり（詳細は別紙「公立こども園 会計年度非常勤職員 勤務時間表」のとおり）		時間額 1, 5 0 1 円 ※勤務実績に応じて報酬を支給します。
期末手当	1 2 月支給 ※任用開始日等により本市の規定に基づき支給		支給されません
休 暇	年次有給休暇、特別休暇（介護、子の看護等）等 ※初年度は、任用開始日により、年次有給休暇の割り落としがあります。	特別休暇（介護、子の看護等）等 ※年次有給休暇は、当初の任用時点では付与されません。引き続き次年度も任用されることが決定した場合は、任用期間に応じて付与されます。	

6 問い合わせ先

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課（高層館8階）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

TEL 072-228-7231（直通） FAX 072-222-6997

（参考）

○会計年度任用職員（公立幼保連携型認定こども園）募集案内ホームページアドレス

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/bosyu/yoho_syokuinbosyu/index.html



○堺市電子申請システムホームページアドレス

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/portal/home>



○堺市ホームページアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp>

【保育教諭 週5日＝週37.5時間勤務】

公立こども園 会計年度非常勤職員 勤務時間表

職種	必要な資格	勤務 日数	週勤務 時間	1日当たり 勤務時間	勤務時間	休憩
保育教諭	保育士資格 又は 幼稚園教諭免許(有効な免許状)	月～土曜 日うち 週5日勤務	37.5時間	7.5時間	7:30～15:45	10:30～11:15
					8:00～16:15	11:00～11:45
					8:30～16:45	11:30～12:15
					9:00～17:15	12:00～12:45
					9:30～17:45	12:30～13:15
					9:45～18:00	12:45～13:30
					10:15～18:30	13:15～14:00
					10:45～19:00	13:45～14:30
					11:15～19:30※1	14:15～15:00

①勤務時間は上記シフトに基づく、変則勤務となります。

②勤務日、勤務時間は上記のシフトの中から、園長が指定します。

③※1のシフトは、津久野、東浅香山、若松台、日置荘こども園のみに適用されます。

【参考】報酬額

【任用日が令和7年10月1日までの場合】

※下記報酬額は、継続して勤務した場合の試算額です。(令和7年4月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変更することがあります。)

※職歴換算年数は、月単位の職務経験を年に換算することにより算出し、その年数に達した年度の翌年度から当該報酬額が適用されます。

職歴換算年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
月額報酬額	243,900円	243,900円	243,900円	251,200円	257,500円	264,000円	270,200円	276,200円	282,400円	288,500円	293,800円

【任用日が令和7年10月2日以降の場合】

時間額1,501円 ※勤務実績に応じて支給します。

【保育教諭(短時間)週4日＝週30時間勤務】

公立こども園 会計年度非常勤職員 勤務時間表

職種	必要な資格	勤務 日数	週勤務 時間	1日当たり 勤務時間	勤務時間	休憩
保育教諭	保育士資格 又は 幼稚園教諭免許(有効な免許状)	月～土曜 日うち 週4日勤務	30時間	7.5時間	7:30～15:45	10:30～11:15
					8:00～16:15	11:00～11:45
					8:30～16:45	11:30～12:15
					9:00～17:15	12:00～12:45
					9:30～17:45	12:30～13:15
					9:45～18:00	12:45～13:30
					10:15～18:30	13:15～14:00
					10:45～19:00	13:45～14:30
					11:15～19:30※1	14:15～15:00

①勤務時間は上記シフトに基づく、変則勤務となります。

②勤務日、勤務時間は上記のシフトの中から、園長が指定します。

③※1のシフトは、津久野、東浅香山、若松台、日置荘こども園のみに適用されます。

【参考】報酬額

【任用日が令和7年10月1日までの場合】

※下記報酬額は、継続して勤務した場合の試算額です。(令和7年4月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変更することがあります。)

※職歴換算年数は、月単位の職務経験を年に換算することにより算出し、その年数に達した年度の翌年度から当該報酬額が適用されます。

職歴換算年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
月額報酬額	195,100円	195,100円	195,100円	201,000円	206,000円	211,200円	216,200円	221,000円	225,900円	230,800円	235,100円

【任用日が令和7年10月2日以降の場合】

時間額1,501円 ※勤務実績に応じて支給します。

【保育教諭(短時間)週5日＝週30時間勤務】

公立こども園 会計年度非常勤職員 勤務時間表

職種	必要な資格	勤務日数	週勤務時間	1日当たり勤務時間	勤務時間	休憩
保育教諭	保育士資格 又は 幼稚園教諭免許(有効な免許状)	月～土曜日のうち 週5日勤務	30時間	6時間	7:20～14:05	10:20～11:05
					7:30～14:15	10:30～11:15
					11:15～18:00	14:15～15:00
					11:45～18:30	14:45～15:30
					12:15～19:00	15:15～16:00

①勤務時間は上記シフトに基づく、変則勤務になります。

②勤務日、勤務時間は上記シフトの中から園長が指定します。

【参考】報酬額

【任用日が令和7年10月1日までの場合】

※下記報酬額は、継続して勤務した場合の試算額です。(令和7年4月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変更することがあります。)

※職歴換算年数は、月単位の職務経験を年に換算することにより算出し、その年数に達した年度の翌年度から当該報酬額が適用されます。

職歴換算年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
月額報酬額	195,100円	195,100円	195,100円	201,000円	206,000円	211,200円	216,200円	221,000円	225,900円	230,800円	235,100円

【任用日が令和7年10月2日以降の場合】

時間額1,501円 ※勤務実績に応じて支給します。